これからの学校図書館の整備充実について(報告)の概要

平成28年10月 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

検討の背景

- これからの学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点を整理する必要
- 学校図書館法の一部改正法(平成26年6月)の附則において、学校司書としての資格・養成の在り方等に ついて検討を行う旨の規定

1. 基本的な考え方

- これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業における様々な学習における利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割が重要
- 学校図書館に期待されている役割を果たすために、<mark>図書館資料の充実</mark>と、<u>司書教諭及び学校司書の配置</u> **充実やその資質能力の向上**の双方が重要

2. 現状における課題

- 小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など 新たなニーズに応えられる図書館資料の整備が課題
- 社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も 一部にあり、図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが課題
- 学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、その養成等の在り方が課題

3. 具体的な方策

(1) 学校図書館ガイドラインの作成

○ 学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校 等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成

(1)学校図書館の目的・機能

(読書センター・学習センター・情報センターとしての機能)

(2)学校図書館の運営

(校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館)

(3)学校図書館の利活用

(児童生徒の読書活動や学習活動を充実) (司書教諭と学校司書の連携・協力)

(4) 学校図書館に携わる教職員等

(新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新)

(5)学校図書館における図書館資料

(調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善)

(6)学校図書館の施設 (7)学校図書館の評価

(外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表)

② 学校司書のモデルカリキュラムの作成

- 学校司書の養成は現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切
- 学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい 科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

児童生徒に対する教育支援に関する科目

学校図書館概論

図書館情報技術論

図書館情報資源概論

学校教育概論 学習指導と学校図書館

情報資源組織論

情報資源組織演習

読書と豊かな人間性

学校図書館サービス論

学校図書館情報サービス論

※ 網掛けの科目は学校司書の独自の科目、一部の科目は読み替えが可能

③ 今後求められる取組

- 国 → 学校図書館ガイドライン及び学校司書のモデルカリキュラムの周知や普及
- 教育委員会等 → 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進